

参考配布

平成 22 年 8 月 20 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 鈴木 英二郎

主任中央需給調整事業指導官 浅野 浩美

課長補佐 大谷 真司

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

03(3502)5227 (夜間)

労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、神奈川県労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、神奈川県労働局が配布した資料です。



神奈川県労働局発表
平成22年 8月20日

担 当	神奈川県労働局職業安定部需給調整事業課 需給調整事業課長 古沢 孝至 課長補佐 大串 義典
	電話 045-650-2810 FAX 045-650-2880

労働者派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

神奈川県労働局（局長：及川 桂）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	有限会社フジ湘栄
代表者の職氏名	取締役 林 進太
所在地	神奈川県藤沢市城南4丁目5番10号
届出に関する事項	届出年月日 平成18年11月14日 届出番号 特14-301416

第2 処分内容

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
（停止命令の内容は後記第4のとおり）
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（改善命令の内容は後記第5のとおり）

第3 処分理由

有限会社フジ湘栄（以下「フジ湘栄」という。）は、平成17年6月1日から平成22年3月31日までの間、派遣先Aと、「請負契約書」と称する契約を締結し、接着剤製造の業務を行っていたが、フジ湘栄の労働者は、千葉県内にある派遣先Aの工場内において、派遣先Aの指揮命令の下、業務に従事し、実態として、フジ湘栄は、違法な労働者派遣事業を行っていた

もので、

- 1 フジ湘栄は、平成17年6月1日から平成18年11月13日までの間、労働者派遣法第16条第1項に違反して、厚生労働大臣に特定労働者派遣事業を届け出ることなく、派遣先Aから指揮命令を受けて業務を行うことを知りつつ、派遣可能期間の制限を逃れることを目的に、派遣先Aに対し、労働者派遣事業を行ったこと。
- 2 フジ湘栄は、平成18年11月14日、労働者派遣法第16条に基づく特定労働者派遣事業の届出を行ったのちも、
 - (1) 労働者派遣法第26条第1項に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせ毎の派遣労働者の数を定めた上で当該定めた事項を書面に記載しておくことを適正に行わず、
 - (2) 同条第6項に違反して、派遣先Aから労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限に抵触する最初の日(以下「抵触日」という。)の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結し、
 - (3) 労働者派遣法第32条第1項に違反して、労働者を派遣労働者として雇い入れたにもかかわらず、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示せず、
 - (4) 労働者派遣法第34条第1項に違反して、あらかじめ、派遣労働者に対して、就業条件等を明示せず、
 - (5) 労働者派遣法第35条に違反して労働者派遣を行うにあたり、同条各号に掲げる事項を派遣先Aに適正に通知せず、
 - (6) 労働者派遣法第35条の2に違反して、抵触日の一月前の日から抵触日の前日までに派遣先A及び派遣労働者に対して当該抵触日以降労働者派遣を行わない旨の通知をせず、抵触日以降も継続して、
 - (7) 労働者派遣法第36条に違反して、派遣元責任者を選任せず、
 - (8) 労働者派遣法第37条に違反して、派遣労働者ごとに法定の事項を記載した派遣元管理台帳を作成せずに、

派遣先Aに対し、労働者派遣事業を行い、平成21年8月には、フジ湘栄の労働者2名に、派遣先Aの指示により、労働安全衛生法により義務付けられている作業主任者の選任・局所排気装置の設置を行わないまま、トルエンを用いてタンクの清掃を行わせ、うち1名を有機溶剤中毒と思われる労働災害により死亡させるという災害の発生に至ったものである。

本件災害の発生について、フジ湘栄は、適正な労働者派遣又は請負により業務を処理することにより、労働安全衛生法等に係るフジ湘栄と派遣先Aとの間の責任関係の明確化を図り、その発生を未然に防ぐことが可能であったのに、違法な労働者派遣を続けることにより、これを行わなかったこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

フジ湘栄の特定労働者派遣事業に対し、平成22年8月21日から同年9月20日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 フジ湘栄が行っている全ての労働者派遣について、労働者派遣法及び職業安定法に則って適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
- 2 上記の「理由」の各事項の労働者派遣法違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令に違反することがないように、派遣元事業主の責任において、確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年七月五日法律第八十八号）（抄）

（特定労働者派遣事業の届出）

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

（契約の内容等）

第26条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

5 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、法第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結し

てはならない。

(派遣労働者であることの明示等)

第32条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合はあっては、その旨を含む。）を明示しなければならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの

三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となったことの確認の有無に関する事項であって厚生労働省令で定めるもの。

(労働者派遣の期間)

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(派遣元責任者)

第36条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第6条第1号から第4号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(事業廃止命令等)

第21条第2項

厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 二 法第21条第2項の規定による命令
- 四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令